

指導行政のポイント

309号通達の失効

菱村 幸彦

このたび文部省の協力者会議から「21世紀の特殊教育の在り方について」と題する中間報告が公表された。報告書は、障害児に普通学校への就学の道を開くなど、画期的な施策を提言している。

特殊教育関係者はもちろん、小・中学校の先生にも必見の重要文書である。

養護学校の義務化通知

報告書に掲げられた具体的な施策は、別途、報告書そのものをご覧いただくとして、ここでは報告書を読んで「おや、これは珍しい」と思った問題をとりあげてみたい。それは309号通達の失効の問題である。

まず、309号通達とは何か。309号通達とは、昭和53年に養護学校の義務制の施行を翌年にひかえて、文部省が出した「教育上特別な取扱いを要する児童生徒の教育措置について」(昭和53年10月6日付け文初特309号)と題する通達である。

この通達に書かれている主な内容は、

法令(学校教育法施行令第22条の3)に定める基準に該当する障害者は、盲・聾・養護学校に就学させること、

基準に達しない障害者は特殊学級で指導するか、通常の学級で留意して指導すること、

都道府県および市町村に就学指導委員会を設置すること、などである。

今回の中間報告は、309号通達のうち、上記の特殊学級に関する部分と、の就学指導委員会に関する部分が「失効」したと指摘している。

法令の失効ならわかるが、通達の失効とは、どういうことなのか。

戦後の教育行政では、文部省と教育委員会はイコール・パートナーと位置づけられているから、文部

省が教育委員会に対して一方的に指示命令をすることは、原則として、ない。文部省が教育委員会に出す通達は、通常、指導助言文書である。

機関委任事務なら指揮できるが

ただし、機関委任事務は例外である。機関委任事務とは、地方公共団体の機関に対して、国などから法令に基づき委任された事務である。国の機関委任事務に関しては、主務大臣に指揮監督の権限がある。

従来、就学に関する事務は国の機関委任事務とされてきたので、309号通達は文部省の教育委員会に対する指示命令文書という性格をもっていた。

ところが、平成12年4月1日に施行された地方分権一括法により、就学に関する事務が国の機関委任事務から地方の自治事務に変更された。このため、もはや就学事務について文部省は指揮監督する権限をもたなくなった。で、309号通達は指示命令文書としての効力を失ったというわけである。

では、どうするのか。

一つは、309号通知は、指示命令文書ではなくなったが、指導助言文書としては有効とする考え方である。いま一つは、特殊学級の入級基準や就学指導委員会の設置について、あらためて法的整備を図ることである。中間報告は後者の考え方をとろうとしているようだ。

(ひしむら・ゆきひこ = 国立教育研究所名誉所員)

...本紙は、教育改革や学校経営の重要性が改めてクローズアップされている現状から、学校の指導に当たる教育委員会を主な対象に9月から2回発行しています(購読料は不要)。本紙が不要の場合は、無料 FAX 0120-462-488 にてご連絡くだされば、以後の配信はいたしません。FAX による質問等も受けつけています。

本紙はホームページでも閲覧できます
<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>

好評発売中

お申込みは書店または直接小社へ

教育開発研究所 刊

地方分権・規制緩和時代の学校を指導するために 教委必携の2書
学校評議員読本 2,100円 教員の人事考課読本 2,100円

研修誌・図書の直接注文は、無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)